

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護【重要事項説明書】

< 年 月 日 >

○ 小規模多機能ステーション ガーデンコート船橋三山

の提供するサービスについての相談窓口

電 話 047-403-1755

担 当 ○○ ○○

○ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の内容

- ・ご利用日 365日 (年中無休)
- ・ご利用時間 訪問サービス利用時間 24時間
通いサービス利用時間 7:00 ~ 20:00
宿泊サービス利用時間 20:00 ~ 翌7:00
- ・ご利用場所 ガーデンコート船橋三山
(所在地) 千葉県船橋市三山 5-57-12
(事業所) 小規模多機能ステーション ガーデンコート船橋三山
(登録定員) 25人
(通いサービス定員) 15人
(宿泊サービス定員) 5人
- ・設備の概要

テレビ (居間用)、ソファ (居間用)、エレベータ、食堂、浴室、脱衣所

洗面台、洗濯機、トイレ、消火器、誘導灯、スプリンクラー等

・ サービス内容

サービスの基本（基幹サービス）を通いとし、利用者及びそのご家族の希望、または利用者の有する能力や心身状態を勘案し、通い、訪問、泊まりのサービスを提供致します。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき上記サービスを組み合わせた食事の提供、排泄、入浴介助、機能訓練、その他の日常生活のお世話をを行います。

・ 運営の方針

生きがいをもって、いつまでも楽しく暮らし続けたい。そんな願いを実現していくことこそが、小規模多機能ステーション ガーデンコート船橋三山の目的です。ご本人、ご家族の要望にそった（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を基にして、人の輪と和をつむぐ場として、又地域に根ざしたコミュニティの広場のようにご利用いただける場でありたいと考えています。

○ 同事業所の職員体制

	常 勤	非常勤
管 理 者	1 名	
計画作成担当者	1 名	
介護職員	9 名	1 名
看 護 師		1 名

○ 利用料金

・ 基本料金

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの基本利用料金、利用者負担額は概ね以下の「料金表」の金額となります。この他、別紙に記載の「加算・減算」項目につきましても利用者負担額が生じます。

また、介護保険の給付範囲を超えたサービスについては全額利用者負担となります。

介護度	介護給付費 単位数	(1割負担額)	(2割負担額)	(3割負担額)
要支援1	3,450 単位	3,450 円	6,900 円	10,350 円
要支援2	6,972 単位	6,972 円	13,944 円	20,916 円
要介護1	10,458 単位	10,458 円	20,916 円	31,374 円
要介護2	15,370 単位	15,370 円	30,740 円	46,110 円
要介護3	22,359 単位	22,359 円	44,718 円	67,077 円
要介護4	24,677 単位	24,677 円	49,354 円	74,031 円
要介護5	27,209 単位	27,209 円	54,418 円	81,627 円
宿泊をしたとき		3,500 円/1回	3,500 円/1回	3,500 円/1回

※基本料金に対して、地域加算(10.66)を乗じた金額をもとに計算されます。

※尚、当事業所にて法令に定める項目については別紙の通りとなっておりますのでご参照下さい。介護保険法令に定められた加算、減算項目につきましても自己負担が発生する場合がございます。

※上記利用料は1ヵ月間のサービス利用料金となります。尚、月途中での登録又は登録解除の場合は日割りで計算致します。

※宿泊サービスについては、20:00～翌7:00までの間にご利用された場合、お部屋の確保の都合上、表記料金を申し受けます。

※1ヵ月間のサービス利用料合計額につきましては担当の介護支援専門員がお渡しする「サービス利用票 別表」にてご確認願います。

・実費をいただくもの

食費（朝食 350 円 昼食 450 円 夕食 500 円 おやつ 90 円）	合計 1,390 円
レクリエーション材料費	実費
紙オムツ（パンツ型）1袋	1,780 円
尿とりパッド 1袋	1,560 円

○ その他の料金について

・レクリエーション費用については行事の内容によりその都度文書でお知らせします。

・介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

・利用者の故意又は過失により汚損・破損等の修繕が発生した場合は、その修

復にかかる費用の実費分については別途請求させていただきます。

・交通事情並びに訪問スケジュールの関係上、訪問介護員がサービス実施に自動車でお伺いする場合がございます。その際は、駐車場の確保をお願い致します。

・訪問サービスに付帯する費用については別途申し受けます。

○ 下記理由の場合、サービスの利用を中止致します。

① 風邪、病気等によりサービスの利用を見合わせた方が良いと判断される場合。

② 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾病（感染症）が明らかになった場合は、治癒するまでサービスの利用はお断りします。

※ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。但し、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

○ 虐待防止について

・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとしします。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 苦情解決体制の整備

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- ・ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

○ 身体拘束に関する事項

- ・ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した適正な取り扱いにより行う。

○ ハラスメント防止について

- ・ 事業所は、適切な小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

○ 感染症の予防及びまん延の防止について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

○ 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

○ 個人情報保護について

(1) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護に関する相談、要望、苦情等は管理者か下記窓口まで申し出てください。

<事業所苦情相談窓口>

担当者 _____

電話番号 047-403-1755

<法人苦情相談窓口>

担当者 株式会社ヘルシーサービス 総務・人事労務部 苦情相談担当

電話番号 043-274-5995

<外部苦情申立て機関>

機関名 船橋市健康福祉局福祉サービス 指導監査課

電話番号 047-404-2712

<外部苦情申立て機関>

機関名 千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

電話番号 043-254-7428

○ 第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	直近の実施日	
	評価機関名	
	結果の開示	<input type="checkbox"/> あり 開示方法 <input checked="" type="checkbox"/> なし
	備考（免除等）	

○ 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 ヘルシーサービス : 株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 高野 健治

本社所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 - 3

幕張テクノガーデンD棟 1 4階

TEL : 0 4 3 - 2 7 4 - 5 9 9 5

FAX : 0 4 3 - 2 7 4 - 5 9 9 7

○ 定款の目的に定めた事業

- 1 介護保険下における居宅訪問介護業務・介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 介護保険下における居宅介護支援業務
- 3 老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置、運営事業

- 4 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- 5 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービス
- 6 その他これに付随する業務

○ その他

・運営推進会議の開催

利用者、利用者家族及び地域住民代表の方々にお集まり頂き、活動状況報告、要望等をお聞きする会を設けます。

・通いサービスの送迎

通いの時間帯によっては送迎出来ない場合もあります。

・金銭、貴重品については、原則お持ち込みをご遠慮頂いております。止むを得ずお持ち込みになる際には、当施設の現金等お預かり管理規程に基づき管理させていただきます。尚、お申し出が無い場合は、紛失、盗難の際に責任を負いかねます。

・職員へのハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・性的ないやがらせ）行為は固くお断りします。

上記内容の説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(利用者代理人)

住所

氏名

(身元引受人1)

住所

氏名

(身元引受人2)

住所

氏名

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業者名〉 株式会社 ヘルシーサービス

〈住所〉 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階

〈代表者名〉 代表取締役 高野 健 治

〈事業所名〉 小規模多機能ステーションガーデンコート船橋三山

〈説明者〉 管理者 _____

〈指定事業者番号〉 1290900271 号 〈指定市町村名〉 船橋市

【別紙1】

2024年6月1日改訂

その他、介護保険法令に定める加算・減算項目は以下の通りとなります。

提供サービス	介護給付費に係る項目		該当状況
小規模多機能型居宅介護	申請不要項目	初期加算 ⇒30単位加算/日(入院1ヶ月以上を含む)	有
		登録者数が登録定員を超える場合	無
		過少サービスに対する減算 ⇒30/100単位減算	無
		口腔・栄養スクリーニング加算 ⇒20単位加算(6ヶ月に1回)	有
		生活機能向上連携加算 ⇒加算Ⅰ 100単位加算(月1回)	無
		身体拘束廃止未実施減算 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		認知症加算(Ⅲ)、(Ⅳ) ⇒加算(Ⅲ) 760単位/月、加算(Ⅳ) 460単位/月	有
	事前申請項目	職員の欠員による減算の状況 ⇒30/100 単位減算	無
		高齢者虐待防止措置未実施の有無 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		業務継続計画策定の有無 ⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		認知症加算(Ⅰ)、(Ⅱ) ⇒加算(Ⅰ) 920単位/月、加算(Ⅱ) 890単位/月	無
		若年性認知症利用者受入加算 ⇒800単位/月	無
		看護職員配置加算 ⇒加算(Ⅱ) 700単位/月	無
		看取り連携体制加算 ⇒64単位/日(死亡日～死亡日前30日以下まで)	無
		訪問体制強化加算 ⇒1,000単位/月	有
		総合マネジメント体制強化加算 ⇒加算(Ⅱ) 800単位/月	無
		科学的介護推進体制加算 ⇒40単位加算/月	有
		生産性向上推進体制加算 ⇒加算Ⅱ 10単位/月	無
		サービス提供体制強化加算 ⇒加算(Ⅲ) 350単位/月	有
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ⇒所定単位数に加算率(14.6%)を乗じた単位数	有

所定単位数と介護職員等処遇改善加算の総単位数に、地域単価を乗じた金額をもとに自己負担額を計算します。

【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。表示は現時点での加算該当状況となります。

「該当無」で記載されておりましたが、お客様のご利用状況、事業所の運営体制によって請求が生じる場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。尚、該当項目に変更が生じた場合には、本表を変更し再度ご通知致します。